

株主提案権の濫用防止に関する一考察(1)

——平成29年会社法改正諮問を踏まえて——

櫻 井 隆

1. はじめに

本年2月9日に法務大臣より法制審議会に会社法改正が諮問されたとの報道がなされた⁽¹⁾。

法務省が主な検討課題としたものは、①株主総会手続の合理化、②社外取締役の設置の義務付け、③役員報酬の規定見直し、④社債の管理規定の見直しの4点である。

第一の株主総会手続の合理化に関しては、現在すべての株主からの個別の承諾を得れば株主総会の招集通知資料がネット提供に切り替えることができるが(会301・2項)、これを株主の同意なくネット提供できるようにすることである。また近年、株主提案権が多すぎるために、総会の進行が滞ったり、一つの株主提案権行使に対して長時間に及ぶ発言があったりなど、濫用ではないかとされる事例が相次ぎ、そのため濫用を防止するための仕組みを検討することの2点である。

第二の社外取締役の設置の義務付けに関しては、文字通り経営監視機能が高まるとの理由からすべての会社に社外取締役の設置の義務付ける規定を設けるかどうかの検討である。

第三の役員報酬の規定の見直しに関しては、現行規定では役員報酬の決定プロセスが不透明であることや業績と必ずしも連動した報酬内容になっていないため、報酬と連動する支給規定の整備について検討することである。

第四の社債の管理規定の見直しに関しては、現在会社法で義務付けられている「社債管理者」の導入が実際には進んでおらず、そのため実際の制度に合わせた改正が検討されることになった。

以上の4点について検討が開始されたが、最終的には法制審議会では1年半から2年の歳月をかけて検討し、2019年以降に法案提出を目指すということである。

本稿ではこれらのうち株主総会手続の合理化の中から「株主提案権」の濫用的行使を防止するための新たな措置を講じるということを中心に検討を加え、最終的には筆者として何らかの改善提案を行いたいと考えている。

(注)

(1)日本経済新聞平成29年2月10日朝刊1面。

2. 平成29年会社法改正諮問の概要

第一の株主総会手続の合理化では、株主の承諾なしに招集通知資料をネットで提供できるようにすることと株主提案権の濫用的行使を防止するため措置の2点が主な検討内容となる。

まず、前者については、現行会社法第299条第3項は「取締役は、前項(株主総会招集通知)の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる」と規定し、これを受け、さらに会社法第301条第2項は「取締役は、……の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法により通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類……に代えて……電磁的方法により提供することができる」と規定している。しかしネットで提供できるためには株主の同意が必要であり、このために、実際上ネット提供できる上場企業は3%程度にすぎないのが現状である。今後印刷コスト等の点を考えるならば、ネット活用が進むためには株主の同意が必要とされないというような何らかの改正が必要とされている。すなわち、ネット提供の原則化である。

つぎに、後者については、現行会社法第303条第2項は「……総株主の議決権の百分の一……以上の議決権又は三百個……以上の議決権を六箇月……前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる」と規定されているが、提案数や提案内容に特別の制限は加えられていない。そのため近年、株主提案権を行使する事例が多く、総会の進行が滞るといふ事例も相次いでいる。例えば、本年6月28日に開催された関西電力の株主総会では原子力発電所の廃炉や社会的責任(CSR)強加などの議案が22件提案され、また、野村ホールディングスでは2012年の株主総会において「社名を野村ホールディングスに変更する」などの株主提案が100件提案された。その結果、前者では開催時間が3時間22分で、後者では開催時間が2時間19分であった⁽²⁾。現行会社法では株主提案権を少数株主権とすることで濫用防止を図っているが、これだけでは濫用防止規定としては不十分であるとの指摘があった。そこで今回の改正諮問で検討されることとなった。

第二の社外取締役の設置の義務付けでは、現行会社法において、機関構造としては監査役会設置会社・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社の3つが認められているが、このうち後者2者については社外取締役設置が義務付けられ、さらにその員数は過半数とされている(会400・2項、会331・6項)。これに対して、前者の監査役会設置会社においては社外取締役設置が義務付けられていない。このために、実際上は指名委員会等設置会社を採用する会社数は62社で、全体の3%に過ぎない。また監査等委員会設置会社を採用する会社数は442社で、全体の22%であるのに対して、監査役会設置会社を採用する会社数は1516社で、全体の75%と圧倒的に多いのが現状である⁽³⁾。しかしながら、コーポレート・ガバナンスの観点からはすべての会社に社外取締役設置が義務付けられるべきではないかとの主張がある。但し、社外取締役設置が義務付けられることで企業価値が向上するとは限らないとの主張もある⁽⁵⁾。

第三の役員報酬の規定見直しでは、現行会社法第361条第1項は「取締役の報酬……として株式会社から受ける財産上の利益……についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めて

いないときは、株主総会によって定める」と規定されている。しかしながら実務上は、個人別の報酬額が明らかになることを避ける等の理由から、株主総会では取締役全員の報酬総額の最高限度額のみを定め、その枠内で各取締役に対する配分を取締役会の決定に委ねている場合が多く⁽⁶⁾、またこの点、判例も同様に解している⁽⁷⁾。しかしこの総額枠方式には問題点も指摘されている。例えば、田中亘教授は「今、仮に、3名の取締役のいる会社において、総額3000万円の報酬等が株主総会で決議されたとして、取締役会では、その職責・能力から本来2000万円の報酬等が相当な1名の取締役に対して1000万円しか支給せず、残額を本来500万円の報酬等が相当な2名の取締役に対して1000万円ずつ支給することが決議されたとすれば、後の2名についてはお手盛りがあるといえよう」とされる⁽⁸⁾。このように見えてくると株主総会で総額を決めた後の報酬等の配分については、株主の知らぬ取締役会という閉鎖性の中で決定されてきている。実際に、昨年度日産のカルロス・ゴーン会長は役員報酬10億7100万円を獲得しているが、日産自動車は取締役9名で合計18億3800万円ということであった。したがって、カルロス・ゴーン会長以外の取締役8名の合計報酬額は7億6700万円ということになる⁽⁹⁾。

第四の社債の管理規定の見直しでは、現行会社法第702条は「会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない」と規定している。本条は平成5年に改正されたが、それ以前は社債募集の受託会社制度が設けられていた。この制度は、受託会社が発行会社から社債募集の委託を受けて、発行会社のために社債発行の事務を行うものであったが、昭和13年の商法改正以降は社債の償還に至るまで、継続的に社債権者の利益のために行動する権限も与えられた。但し、社債募集の受託会社を置くか否かは任意であった。その後平成5年の商法改正で社債募集の受託会社制度を廃止し、社債権者の保護のために社債の管理を行うことに特化した社債管理会社制度を導入するとともにその設置を原則として強制とした。ところが、実際上は社債管理者制度の導入は2割程度と極めて低く、社債管理者の設置を強制することの是非について検討することとなった⁽¹⁰⁾。この点は平成5年の商法改正以前から議論のあったところであり、実態とどのように調和を図るかということが議論される予定である。

(注)

- (1) 日本経済新聞平成29年6月29日地方経済面兵庫46面。
- (2) huhcanitbettrue.blogapot.jp
- (3) 日本取締役協会『上場企業のコーポレート・ガバナンス調査』<http://www.jacd.jp/contact.html>
- (4) 藤原俊雄教授は「社外取締役に期待される機能は、……①助言機能……②経営全般の監督機能……③利益相反の監督機能……」に整理できるとしたうえで「……①に関しては、社外取締役選任義務付けの検討の基礎とはならない」とし、「②は……検討を要する」とし、「……③は実効的に果たし得るのではないか」とされる。同『コーポレート・ガバナンス』(平成25年、成文堂)90頁以下。
- (5) 田中亘教授は「近年の国内外の実証研究は、社外取締役を選任(または増員)した会社が、その後の業績を改善する傾向にある……ただ、こうした業績改善が、社外取締役を入れたがゆえに生じたの

か、それとも、社外取締役の選任(増員)と正の相関を有する何らかの別の要因によるものであるかは、明らかでない。……実証研究にはこうした限界が伴うため、今後、実証研究がさらに進展したとしても、社外取締役が企業価値向上に寄与するという確証が得られることは期待しづらい」とされる。同「第2章 取締役会の監督機能の強化——コンプライ・オア・エクスプレイン・ルールを中心に」神田秀樹編『論点詳解平成26年改正会社法』(平成27年、商事法務)22頁以下。

- (6) 田中亘『会社法コンメンタール(8)』(商事法務、2009年)162頁。
- (7) 最判昭和60・3・26判時1159号150頁。
- (8) 田中・前掲書162頁以下。
- (9) 日本経済新聞平成29年6月2日朝刊14面。
- (10) 藤田友敬『会社法コンメンタール(16)』(商事法務、2009年)128頁以下。

3. 株主提案権の意義と導入の背景

株主提案権とは、株主自らが株主総会の議題等の提案を行うことのできる権利であり、昭和56年の商法改正で導入された。株主提案権は議題追加権、議案提出権、議案要領通知請求権の3つから成り立っている。

導入の趣旨は、それまでの株主総会は形骸化していると批判されてきた。確かに開催時間は1時間以内が全体の45%という短時間で終了し、文字通り「観客なき儀式である」とか、「シャンシャン総会」と揶揄されてきた。1年に原則1回開催の株主総会が1時間以内で終了するのは如何にも議論がなされていない証拠であり、最高意思決定機関としての役割を十分に果たしているとは言えない状況にあった。そこで、株主総会を活性化させるための一つの仕組みとして株主提案権が導入された。この点について、竹内昭夫教授は「株主に自己の提案を株主総会に提出する権利を認め、積極的に他の株主に働きかける手段を与えようとするのが、提案権の制度である」と述べている⁽¹⁾。

提案権の行使の要件の要件としては、「……総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主」とされている(会303)。アメリカやドイツでは株主提案権は単独株主権されているが、イギリスやフランスのように我が国においても少数株主権とした。これは濫用防止のためとされている⁽²⁾。同様に少数株主権とされているものに株主総会招集請求権があるが、こちらは「総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主」とされている(会297・1項)。これは会社が総会を招集し、その総会で株主が審議してもらいたい事項が審議されるならば、少数株主自らが総会を招集する必要はなく、他の株主への影響も臨時株主総会を招集する場合と比べ、それほど影響は大きくはないとの理由からである⁽³⁾。

(注)

- (1) 竹内昭夫『改正会社法解説』(有斐閣、昭和56年)96頁。
- (2) 竹内・前掲書98頁。

(3) 泉田栄一『会社法論』(信山社、平成21年)350頁。

4. 株主提案権の利用実態

(1) 導入前史

まず、施行される直前の1981年度の『株主総会白書』によると、株主提案権制度は「ほとんど利用されないと思う」と回答した実務担当者は303社で全体の49.8%とほぼ半数の会社は利用されないと考えていた。次いで、「主に特殊株主に利用されると思う」という会社は195社で、同32%である。一方、「主に一般株主に利用されると思う」という会社は15社で、2.5%に過ぎない。この他、「わからない」が82社、13.5%、「無回答」が14社、2.3%である。この結果、当初実務担当者の多くは、株主提案権制度が導入されることによって、株主総会が活性化されるというよりも、むしろ特殊株主による濫用の懸念の方が多かった⁽¹⁾。

1982年度の『株主総会白書』によると、株主提案制度は「ほとんど利用されないと思う」と回答した実務担当者は360社で全体の53.8%と半数を超える会社は利用されないと考えている。これは前年比で、4ポイントの上昇である。次いで、「主に一般株主に利用されると思う」という会社は17社で、同2.5%である。一方、「主に特殊株主に利用されると思う」という会社は138社で、20.6%に過ぎない。この他、「わからない」が140社、20.9%、「無回答」が14社、2.1%である。この結果、前年度と比較すると、「主に特殊株主に利用されると思う」は11.4ポイント減少し、また「わからない」が7.4ポイント上昇している。これにより実務担当者の多くが、株主提案権制度が特殊株主に利用されるのではないかと抱いていた懸念が少し和らいだといえる。しかし株主提案権制度の導入によって株主総会が活性化されるということはあまり考えていないようであった⁽²⁾。

なお、1983年に関しては、株主提案権に関するアンケート調査は実施されていない⁽³⁾。

(2) 第一期(1984年から1985年まで)：制度黎明期

この時期は株主提案権制度それ自体、いまだ定着していないために件数そのものがそれほど多くはないといえる時期である。

・1984年度の『株主総会白書』から株主の提案権行使があったか否かの調査結果が掲載されるようになった。それによると、「あった」と回答した会社は1社で、0.1%に過ぎない。後は「無回答」が15社、1.2%で、残りの1,283社、98.8%が「なかった」と回答しており、提案件数自体が少ないといえる。

提案内容の調査結果では、「役員の選任」と回答した会社は8社、0.6%、次いで「増配」が2社、0.2%で、「その他」が1社、0.1%であった。

また、現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート結果では、「現行通りでよい」と回答した会社が930社で、全体の71.6%という結果であった。次いで、「要件を加重すべきである」と回答した会社が303社で、全体の23.3%であった。「要件を緩和すべきである」と回答した会社が7社で、全体の0.5%であった。「無回答」も59社、4.5%であった。「現行通りでよい」

と回答した会社についてはどのようにとらえるか、難しいところではあるが、一般的には「当社では提案権が行使されることはないであろう」と考えているのではないかとと思われる⁽⁴⁾。

・1985年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は3社で、0.7%と、前年比では6ポイント上昇しているものの、それほど多いという件数ではなかった。「無回答」が8社、0.6%で、残りの1,330社、99.2%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果では、「役員を選任」と回答した会社は3社、0.2%、次いで「増配」が1社、0.1%で、「その他」が2社、0.1%であった。

また、現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート結果では、「現行通りでよい」と回答した会社が845社で、全体の63.0%という結果であった。次いで、「要件を加重すべきである」と回答した会社が404社で、全体の30.1%であった。「要件を緩和すべきである」と回答した会社が5社で、全体の0.4%であった。「無回答」も71社、5.3%であった。「現行通りでよい」と回答した会社は、前年比8.6ポイント減少しているものの、いまだ高い水準にあり、その点では提案権が濫用されたという状況にはないものといえる⁽⁵⁾。

ただ、この年の株主総会における株主提案権行使には2つの特徴があった。第1に、これまでと異なり、個人的動機に基づいて行使されていることである。例えば、中央スバル自動車や極東貿易の事例がそれである。

第2に、これまでは比較的小規模の会社に対して株主提案権が行使されたが、1985年9月26日に開催されたトヨタ自動車は資本金が1,000億円を超える巨大企業である。しかも提案内容も増配のみならず、決算期の変更や事業目的の追加など比較的一般的な内容であって、特別なことではなかった⁽⁶⁾。

(3) 第二期(1986年から2003年まで)：利用促進期

この時期は、漸く株主提案権の行使が株主の間に定着し、件数が増加し出した時期である。またそれに伴って、かつては現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート結果では、「現行通りでよい」と回答した会社が多かったが、「要件を加重すべきである」と回答した会社が多くなったという特徴もある。

・1986年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は11社で、0.8%と、前年比では1ポイント上昇している。「無回答」が9社、0.7%で、残りの1,359社、98.5%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果では、「役員を選任」と回答した会社は10社、0.7%、次いで前年度まではなかった「役員の解任」が3社、0.2%で、「定款の変更」が1社、0.1%であった。前年度までであった「増配」「その他」はなかった。

また、現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート結果では、前年度までは「現行通りでよい」と回答した会社が最も多かったが、この年は「行使要件を加重すべきである」と回答した会社が700社で、全体の50.8%という結果であった。次いで、「現行通りでよい」と回答した会社が627社で、全体の45.5%であった。「要件を緩和すべきである」と回答した会社が3

社で、全体の0.2%であった。「無回答」は44社、3.2%であった。⁽⁷⁾「行使要件を加重すべきである」と回答した会社が半数を超えたが、提案議題数を見る限り、濫用とはいえる状況には至っていない。

・1987年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は9社で、0.7%と、前年比では1ポイント減少している。「無回答」が10社、0.7%で、残りの1,416社、98.7%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果では、「役員を選任」と回答した会社は6社、0.4%、次いで前年度と同様「役員解任」が2社、0.1%で、「定款の変更」も2社、0.1%であった。「増配」は1社、0.1%で「その他」は3社、0.2%であった。

また、現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート結果では、前年度と同様「行使要件を加重すべきである」と回答した会社が最も多く、733社で、全体の51.1%という結果であった。次いで、「現行のままでよい」と回答した会社が656社で、全体の45.7%であった。「要件を緩和すべきである」と回答した会社が3社で、全体の0.2%と前年度同様であった。「無回答」は33社、2.3%であった。この年から「行使要件を加重すべきである」と回答した会社に対して、具体的にどのような加重策を取るべきかのアンケート調査がなされ、それによると「持株要件の加重」が671社、36.3%で、次いで「行使期間の加重」と回答した会社が372社、20.1%であった。その他には「選挙提案の禁止」が91社、4.9%で、「その他」が13社、0.7%、「無回答」が704社、38.0%である。⁽⁸⁾

・1988年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は12社で、0.8%と、前年比では1ポイント上昇している。「無回答」が47社、3.1%で、残りの1,459社、96.1%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果では、この年度は「役員解任」が最も多く、会社数は12社、0.8%、次いで「役員選任」が7社、0.5%で、「定款の変更」も4社、0.3%であった。「増配」は3社、0.2%で、この年初めて「役員報酬・賞与」が1社、0.1%、「業務執行に関するもの」が1社、0.1%であった。「その他」は2社、0.1%であった。

また、これまでアンケート調査が行われていた現行の株主提案権についてどう思うかというアンケート項目はなくなった。⁽⁹⁾それは、今後も株主提案権の行使が増加をすれば、会社側の対応策も迫られるため、これまでと同様に「要件を加重すべきである」と回答する会社が多くなることが予想されたからであろう。

・1989年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は14社で、0.9%と、前年比では1ポイント上昇している。「無回答」が30社、2.0%で、残りの1,492社、97.1%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果では、この年度は「役員解任」が最も多く、会社数は16社、1.0%、次いで「増配」が5社、0.3%で、「役員選任」ならびに「定款の変更」が3社、0.2%であった。「役員報酬・賞与」が昨年と同様に1社、0.1%、「業務執行に関するもの」が0社、0.0%であった。「そ

の他」は2社、0.1%であった。

近年の株主提案権の特徴としては、これまでが地域住民による提案権行使が多かったのに対して、経営権の争奪の一環として株主提案権が利用されるケースが多くなってきたという点である。それを示すように近年の株主提案権の内容で最も多いのが「役員の解任」や「役員の選任」であり、これはこのことを示していると思われる。具体的には、この年の宮入バルブ製作所、国際航業、共和電業事例があげられる⁽¹⁰⁾。

・1990年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は5社で、0.3%と、前年比では5ポイント減少している。「無回答」が9社、0.6%で、残りの1,553社、99.1%が「なかった」と回答している。株主提案権の利用割合が年々低下しているが、特にこの年度の利用は少ない。

提案内容の調査結果に関して、これまでは「役員の解任」や「役員の選任」というように取締役と監査役の解任や選任を分けていなかったが、この年からは「取締役の選任」「取締役の解任」あるいは「監査役の選任」「監査役の解任」と分けた調査項目となった。それによると、この年度は「取締役の選任」が最も多く、会社数は5社、0.3%で、次いで「取締役の解任」が4社、0.3%で、「定款の変更」が3社、0.2%であった。その次が「増配」が2社、0.2%、「監査役の選任」「その他」が1社、0.1%であった。

この年の株主提案権の特徴としては、昨年と同様に、経営権の争奪の一環として株主提案権が利用されるケースとして、宮入バルブ製作所、日本気化器製作所、小糸製作所事例があげられる⁽¹¹⁾。

・1991年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は7社で、0.4%と、前年比では1ポイント上昇している。「無回答」が13社、0.8%で、残りの1,638社、98.8%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「取締役の選任」が5社、0.3%で、次いで「役員報酬・役員賞与」が4社、0.3%であった。「定款変更」「慰労金不支給」が3社、0.2%、「監査役の選任」「監査役の解任」「その他」が2社、0.1%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、3件にすぎず、しかもそのうちの2件が東京電力と関西電力の事例で原発反対株主による運動型の株主提案権である⁽¹²⁾。

・1992年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は11社で、0.7%と、前年比では3ポイント上昇している。「無回答」が14社、0.9%で、残りの1,613社、98.5%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「定款変更」が6社、0.4%で、次いで「取締役の選任」「取締役の解任」が4社、0.4%であった。「増配」「その他」が3社、0.2%、「役員報酬・役員賞与」「監査役の解任」が2社、0.1%で、「監査役の選任」「慰労金不支給」が1社、0.1%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、7件で、しかもそのうちの5件は東京電力と関西電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型

の株主提案権である。他の2件は同一の株主による提案である。具体的には、「東京建物」と「日本電気」に対して行使されたもので、前者は、定款変更および株主総会議事運営規則の制定の提案で、後者は、取締役2名の解任を求める提案であった。⁽¹³⁾ 因みに、いずれも否決されている。

・1993年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は14社で、0.8%と、前年比では1ポイント上昇している。「無回答」が18社、1.0%で、残りの1,699社、98.2%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「取締役の選任」が11社、0.6%で、次いで「定款変更」「取締役の解任」が6社、0.3%で、次いで「増配」が4社、0.2%であった。「監査役の選任」「役員報酬・役員賞与」が3社、0.2%、「慰労金不支給」が1社、0.1%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、12件で、しかもそのうちの6件は例年通り東京電力など電力会社の事例でこれまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の5件のうち2件は前年と同様に日本電気および東京建物に対する同一の株主による提案である。残り3件は初めての行使事例である。このうちニチロに対しては、「日露」と誤解を生じやすいとの理由から、同社の加工食品のブランド名である「あけぼの」に名称変更を求める提案であり、他の丸正と京都ダイカスト工業に対する株主提案は、経営参加を求めるものであった。⁽¹⁴⁾

・1994年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は15社で、1.0%と、前年比では2ポイント上昇している。「無回答」が13社、0.7%で、残りの1,804社、98.5%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「増配要求」が6社、40.0%で、次いで「取締役の選任」「定款変更」が5社、33.3%で、次いで「監査役の選任」が4社、26.7%であった。「慰労金不支給」が2社、13.3%、「取締役の解任」が1社、6.7%などという結果であった。因みに、今年度より「該当なし」1,817社を除いて%（パーセント）を出しているために、%が前年までとかなり異なっている。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、12件で、しかもそのうちの7件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対派株主による運動型の株主提案権である。他の5件のうち2件はこれまでも提案された丸正および日本気化器製作所に対する同一の株主による提案である。残り3件は初めての行使事例で、奥村組と三菱レイヨンは増配提案で、三井埠頭は経営権の争奪に絡む提案であった。⁽¹⁵⁾

・1995年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は11社で、0.7%と、前年比では3ポイント減少している。「無回答」が25社、1.3%で、残りの1,833社、98.1%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「増配要求」「定款変更」が6社、54.5%で、次いで「取締役の選任」「取締役の解任」が各2社、18.2%で、次いで「監査役の選任」「監査役の解任」が1社、9.1%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、13件で、しかもそのうちの6

件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対派株主による運動型の株主提案権である。他の7件のうち2件はこれまでも提案された奥村組と三菱レイヨンの事例で、残り5件は初めての行使事例で、JAX、つうけん、日本交通公社、東日本旅客鉄道、近畿日本鉄道への提案であった。JAXの事例は、提案者自らを取締役として選任すべきであるとの提案で、これは総会前の臨時取締役会で解任されたという背景があつての提案である。近畿日本鉄道の事例も、提案株主の一人を取締役として選任すべきとする提案であり、JAXの事例と同様に経営権争奪に絡む提案事例である。つうけんの事例は、投資家の立場から増配と利益消却のための自己株式の取得の提案である。東日本旅客鉄道の事例は、一株株主会による提案で、原発反対派株主による運動型の株主提案権の一種といえる。すなわち、自らの主義主張を反映させるための定款変更の提案である。日本交通公社の事例は、同社第二位の大株主である東日本旅客鉄道が当時非公開・株式譲渡制限会社である日本交通公社の株式の上場を狙って株式の譲渡制限の撤廃を求めたものである⁽¹⁶⁾。

・1996年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あつた」と回答した会社は17社で、1.0%と、前年比では3ポイント上昇している。「無回答」が24社、1.3%で、残りの1,838社、97.8%が「なかつた」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、「定款変更」が8社、47.1%で、次いで「取締役の解任」が5社、29.4%で、次いで「増配要求」が4社、23.5%などという結果であつた。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、13件で、しかもそのうちの8件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対派株主による運動型の株主提案権である。他の5件のうち2件はこれまでも提案された奥村組とつうけん、東日本旅客鉄道の事例で、残り2件は初めての行使事例で、コムソン社、日本住宅金融への提案であつた。コムソン社の事例は、株主5名(持株比率7.8%)から取締役・監査役の選任を求める提案である。日本住宅金融の事例は、株主44名(持株比率0.23%)から営業の全部譲渡・解散に反対する提案などがなされた⁽¹⁷⁾。

・1997年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あつた」と回答した会社は18社で、1.0%と、前年比では変化していない。「無回答」が18社、0.9%で、残りの1,891社、98.1%が「なかつた」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が8社、44.4%で、次いで「増配要求」が6社、33.3%、「取締役の選任」が4社、22.2%で、次いで「監査役の選任」「取締役の解任」「役員報酬・役員賞与」が各3社、16.7%などという結果であつた。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、17件で、しかもそのうちの9件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対派株主による運動型の株主提案権である。他の8件のうち3件はこれまでも提案されたつうけん、東日本旅客鉄道、近畿日本鉄道の事例で、残り5件は初めての行使事例で、立川ブラインド工業、安藤建設、王子製紙、大同ほくさん、メイテックへの提案であつた。このうち、立川ブラインド工業、安藤

建設、大同ほくさん、メイテックの事例は、大株主や元・現役員による経営権の争奪に絡む提案であった。王子製紙の事例は、一般的な利益処分案の修正を求める提案である⁽¹⁸⁾。

・1998年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は24社で、1.3%と、前年比では3ポイント上昇している。「無回答」が8社、0.4%で、残りの1,938社、98.3%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が15社、62.5%で、次いで「増配要求」が7社、29.2%、「取締役の解任」が6社、25.0%で、次いで「取締役の選任」が4社、16.7%、「役員報酬・役員賞与」が3社、12.5%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、16件で、前年より1件減少した。しかもそのうちの8件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の8件のうち3件はこれまでも提案されたつうけん、東日本旅客鉄道、王子製紙の事例で、残り5件は初めての行使事例で、サイボー、ネミック・ラムダ、日商岩井、阿波銀行、千代田火災海上保険への提案であった。このうち、サイボーの事例は、赤字部門からの撤退を意図した定款変更の提案と経営刷新を目的とする取締役に解任を求める提案である。ネミック・ラムダの事例は、会社提案と競合する形での取締役の選任提案である。日商岩井の事例は、取締役2名の解任議案で、千代田火災海上保険の事例は、利益消却のための自己株式の取得などの提案がなされた。阿波銀行の事例は、役員賞与減額を意図した利益処分案が提案された⁽¹⁹⁾。

・1999年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は18社で、0.8%と、前年比では5ポイントも減少している。「無回答」が17社、0.8%で、残りの1,987社、98.3%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が9社、50.0%で、次いで「増配要求」「取締役の解任」が各5社、27.8%、「退職慰労金関係」が3社、16.7%で、次いで「取締役の選任」が2社、11.1%、「監査役を選任」「役員報酬・役員賞与」が各1社、5.6%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、14件で、前年より2件減少した。そのうちの8件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の6件のうち4件はこれまでも提案された東日本旅客鉄道、王子製紙、千代田火災海上保険、近畿日本鉄道の事例で、残り2件は初めての行使事例で、セイヒョー、三笠製薬への提案であった。セイヒョーの事例は、定款に記載された取締役と監査役の数員数が現員数では不足しているとの理由から提案されている。三笠製薬の事例は、株主グループの一員を取締役候補として提案している⁽²⁰⁾。

・2000年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は15社で、0.8%と、前年比では変化はなかった。「無回答」が11社、0.6%で、残りの1,909社、98.7%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が10社、66.7%で、次いで「増配要求」

が5社、33.3%、次いで「取締役の選任」「取締役の解任」「役員報酬・役員賞与」「業務執行関係」が各3社、20.0%、「監査役の選任」「監査役の解任」「退職慰労金関係」が各1社、6.7%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、14件で、前年と変わりはない。そのうちの7件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の7件のうち2件はこれまでも提案された東日本旅客鉄道、サイボーの事例で、残り5件は初めての行使事例で、昭栄、住友石炭鉱業、旭化成工業、宇野澤組鐵工所、住友銀行への提案であった。このうち、昭栄、住友石炭鉱業、宇野澤組鐵工所の事例は、いずれも経営権の争奪に絡む提案である。住友銀行の事例は、株主オンブズマン⁽²¹⁾71名による株主提案であり、ある意味で市民運動型の提案である。

・2001年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は24社で、1.1%と、前年比では3ポイントの上昇である。「無回答」が8社、0.4%で、残りの1,981社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が16社、66.7%で、次いで「退職慰労金関係」が7社、29.2%、次いで「取締役の選任」が5社、20.8%、「増配要求」「取締役の解任」が各3社、12.5%、「監査役の選任」が2社、8.3%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、18件で、前年より5件増加し、過去最高の利用状況となった。そのうちの7件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対派株主による運動型の株主提案権である。他の11件のうち4件はこれまでも提案された東日本旅客鉄道、近畿日本鉄道、旭化成、安藤建設の事例で、残り3件は初めての行使事例で、スガイ化学工業、シントム、長瀬産業、三井住友銀行、あいおい損害保険、元気寿司への提案であった。このうち、スガイ化学工業、シントム、長瀬産業、三井住友銀行、あいおい損害保険の事例は、いずれも定款変更などの提案がなされた。なお、三井住友銀行の事例は、株主オンブズマンによるものである。元気寿司の事例は、退任した取締役に対する退職慰労金が取締役会で決定したが、その金額が不当であるとの理由から再度株主総会で支給決議を求めて提案がなされた⁽²²⁾。

・2002年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は15社で、0.8%と、前年比では3ポイントの減少である。「無回答」が19社、1.0%で、残りの1,936社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が8社、53.3%で、次いで「取締役の選任」「増配要求」「退職慰労金関係」が各4社、26.7%、次いで「取締役の解任」「役員報酬・役員賞与」が各2社、13.3%、「監査役の選任」「監査役の解任」が各1社、6.7%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、15件で、前年より3件減少している。そのうちの7件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反

対株主による運動型の株主提案権である。他の8件のうち3件はこれまでも提案されたセイヒョー、スガイ化学工業、三井住友銀行の事例で、残り5件は初めての行使事例で、東京スタイル、井上金属工業(2件)、ソニー、玉井商船への提案であった。東京スタイルの事例は、M&Aコンサルティング側が積極的な活動を展開したために、世間的に注目を集めた。提案内容は大幅な増配を求めるとともに自己株式の取得を求め提案した。井上金属工業(2件)は、社外取締役の選任と退職慰労金議案の明確性を求め、またソニーの事例は、株主オンブズマンによる定款変更の提案であった。玉井商船の事例は、役員定年制に関する定款規定の新設を求め提案であった。⁽²³⁾

・2003年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は23社で、1.2%と、前年比では4ポイントの上昇である。「無回答」が9社、0.5%で、残りの1,918社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が10社、43.5%で、次いで「役員報酬・役員賞与」が7社、30.4%、「取締役の選任」「増配要求」「退職慰労金関係」が各5社、21.7%、次いで「取締役の解任」が4社、17.4%、「監査役の選任」「業務執行関係」が各1社、4.3%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、16件で、前年より1件増加している。そのうちの7件は例年通り東京電力など電力会社の事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の9件のうち3件はこれまでも提案された、東京スタイル、井上金属工業、ソニーの事例で、残り6件は初めての行使事例で、コナカ、関東天然瓦斯開発、指月電機製作所、トヨタ自動車、みずほフィナンシャルグループ、西日本旅客鉄道への提案であった。コナカの事例は、5%を超える大株主からの提案で、内容としては増配、自己株式の取得、報酬等の個別開示を求める提案で、関東天然瓦斯開発の事例も同様に自己株式の取得に関する提案である。指月電機製作所の事例は、取締役2名の解任を求める提案である。この他、トヨタ自動車、みずほフィナンシャルグループの事例は、役員報酬の個別開示を求める提案で、西日本旅客鉄道の事例は、鉄道の安全を監視する安全監視委員会の設置と当該委員会の担当取締役は社外取締役とするという提案である。これも原発反対派株主による運動型の株主提案権と同様であるといえる。⁽²⁴⁾

(注)

- (1) 千田博昭『株主総会白書1981年度版』商事法務922号81頁。
- (2) 山崎龍治『株主総会白書1982年度版』商事法務956号87頁以下。
- (3) 中山吉彦『株主総会白書1983年度版』商事法務990号3頁以下。
- (4) 商事法務研究会編『株主総会白書1984年度版』商事法務1025号57頁。
- (5) 商事法務研究会編『株主総会白書1985年度版』商事法務1059号63頁。
- (6) 商事法務研究会編・前掲『株主総会白書1985年度版』商事法務1059号11頁。
- (7) 商事法務研究会編『株主総会白書1986年度版』商事法務1094号79頁。

- (8) 商事法務研究会編『株主総会白書1987年度版』商事法務1129号71頁以下。
- (9) 商事法務研究会編『株主総会白書1988年度版』商事法務1165号66頁以下。
- (10) 商事法務研究会編『株主総会白書1989年度版』商事法務1199号13頁以下。
- (11) 商事法務研究会編『株主総会白書1990年度版』商事法務1234号13頁以下。
- (12) 商事法務研究会編『株主総会白書1991年度版』商事法務1234号13頁以下。
- (13) 商事法務研究会編『株主総会白書1992年度版』商事法務1305号14頁以下。
- (14) 商事法務研究会編『株主総会白書1993年度版』商事法務1339号15頁以下。
- (15) 商事法務研究会編『株主総会白書1994年度版』商事法務1373号14頁以下。
- (16) 商事法務研究会編『株主総会白書1995年度版』商事法務1408号13頁以下。
- (17) 商事法務研究会編『株主総会白書1996年度版』商事法務1441号14頁以下。
- (18) 商事法務研究会編『株主総会白書1997年度版』商事法務1441号14頁以下。
- (19) 商事法務研究会編『株主総会白書1998年度版』商事法務1510号19頁以下。
- (20) 商事法務研究会編『株主総会白書1999年度版』商事法務1544号18頁以下。
- (21) 商事法務研究会編『株主総会白書2000年度版』商事法務1579号15頁以下。
- (22) 商事法務研究会編『株主総会白書2001年度版』商事法務1613号14頁以下。
- (23) 商事法務研究会編『株主総会白書2002年度版』商事法務1647号14頁以下。
- (24) 商事法務研究会編『株主総会白書2003年度版』商事法務1681号14頁以下。

(2017.10.11 受理)